

物 件 調 書

令和7年9月22日に公告した企業局営林材売払いに係る一般競争入札に係る物件については、この調書に記載された立木に限ります。

1 物件内容

物件番号	物 件 の 所 在 地	主伐対象面積
1	(保安林) 真庭市見明戸大高 1665 番 48 外 4	12.94ha
	(山林) 真庭市見明戸三日元 1664 番 1 外 2	4.2ha
	計	17.14ha

事業地	区分	樹種	本数 (本)	立木材積 (m3)	林齢 (年)
事業地 17.14ha	主伐対象 標準地	スギ	472	624.264	63～65
		ヒノキ	257	122.642	
	主伐対象 ※推定値	スギ	8,554	11,313.192	
		ヒノキ	3,776	1,801.894	

- (1) 区域内の立木材積は、標準地内での毎木調査により算出した見込み数量です。
- (2) 表の本数、立木材積は見積時数量とし、契約後の数量増減に対する補償は行いません。
- (3) 根株及び土地は売払いの対象に含まれません。

2 作業条件等

伐採、搬出作業等の実施に当たっては、次のとおり条件及び留意事項があるので厳守してください。

- (1) 伐採作業によって売買物件以外の立木（隣接の立木等）を損傷させないように十分配慮してください。
万が一損傷を与えた場合には、損害賠償を請求することがあります。
- (2) 架線の設置等で支障木が生じる場合には、岡山県企業局に協議してください。
- (3) 売払い対象木は伐採搬出を基本とし、残材についても可能な限り発電用木材チップ等としての搬出に努めてください。なお、残存木が生じる場合は岡山県企業局に協議してください。
- (4) 搬出作業によって道路等(国道、県道、市町村道、林道、作業道等)が損傷した場合は、道路管理者に連絡し指示を仰ぐとともに、自らの費用負担で指示に対応してください。
- (5) 搬出道のうち、特に地元集落を通る道路の通行に当たっては、事前に地元との調整を図るとともに、地元車両を優先し走行に十分気を付けてください。林道及び作業道においても、作業が他の車両等の通行を妨げることのないよう、注意してください。また、丁寧に使用するとともに、万が一損傷した場合は、その都度補修を行い、作業終了後は速やかに原形復旧してください。
- (6) 当該地の立木評価においては、作業道開設 2,830m及び作業道改修 1,460mの経費を見込んでいます。
「岡山県作業道作設指針」に準じて設置してください。
- (7) 本物件は一部保安林(水源かん養)に指定されています。作業道開設及び作業道改修に伴う土地の形質変更に係る手続きは買受人で行ってください。
- (8) 令和8年3月31日までの保安林内伐採許可（皆伐）は岡山県企業局で許可申請済ですが、次年度以降の許可手続きは買受人で行ってください。なお、令和7年度中に伐採を行った場合には、令和7年度分の伐採完了届提出のため、伐採実績を岡山県企業局に報告してください。
- (9) 保安林の伐採については、単年度は10.84ha以下とし、次年度以降に残りの区域の伐採を行ってください。

また、伐採の年度の翌年度から起算して2年以内に土地所有者（真庭市）が植栽を行うため、伐採作業は土地所有者と十分に調整を行い、枝条等の散乱、土壌の攪乱等を放置しないこと等に配慮し、植栽作業を妨げることをないよう、計画的に実施してください。万が一、植栽木を損傷した場合には、土地所有者に報告し、自らの費用負担により指示に対応してください。

- (10) 伐採作業によって発生した枝条等については、伐採から地拵え、植栽を一体的に行う作業（以下「一貫作業」という。）による再生林に向けて、可能な限り棚積み等を実施してください。
- (11) 一貫作業による再生林に向けて、落札者は再生林しやすいよう作業道の開設も含め、土地所有者及び植栽者と調整し、その結果を岡山県企業局に報告してください。なお、当該地の立木評価には、再生林に要する経費は見込んでいません。
- (12) 本物件は湯原奥津県立自然公園特別地域に指定されています。令和12年3月31日までの木竹の伐採許可は得ていますが、作業道の開設など伐採に当たって必要とされる許可申請は、岡山県立自然公園条例（昭和48年岡山県条例第34号）に基づき、買受人において行ってください
- (13) 除地の伐採を希望する場合には、再生林の対象となる区域もあることから、土地所有者に確認の上、岡山県企業局に協議してください。
- (14) 伐採状況の進捗管理のため、毎年1月末までに伐採状況報告書を提出してください（参考様式）。
- (15) 伐採搬出期限は、契約締結日の翌日から起算して48ヶ月以内とします。
- (16) 企業局営林材売払いは、インボイスを交付します。
- (17) その他伐採作業や搬出作業等に当たっては、地元との調整を図ってください。

3 標準地毎木調査等集計表

別添のとおり

※立木の胸高直径は、皮付き2cm括約で測定しており、素材（丸太）の皮なし2cm括約とは異なるので注意願います。

（例）胸高直径20cmという区分の場合、立木は19cm以上21cm未満となります。

4 位置図及び平面図

別添のとおり

- ・位置図
- ・区域図

(参考様式)

伐採状況等報告書

下記のとおり契約した企業局営林材売払い物件について、伐採状況等を報告します。

1 物件所在地及び面積

(1) 所在地_____

(2) 面 積_____ha

2 契約日

令和 年 月 日

3 着手日

令和 年 月 日

4 伐採実績または見込（令和 年度分）

(1) 面積_____ha

(2) 材積_____m³

(3) 区域 別図のとおり

5 翌年度（令和 年度）の伐採予定

(1) 面積_____ha

(2) 材積_____m³

(3) 区域 別図のとおり

※実績または見込、予定区域を表示した縮尺1/5,000程度の図面を添付すること

※毎年度1月末までに報告すること。

令和 年 月 日

岡山県公営企業管理者 片山 誠一 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩